

# 第209期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## (事業報告)

当社の新株予約権等に関する事項	1
-----------------	---

## (計算書類)

株主資本等変動計算書	7
個別注記表	8

## (連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書	17
連結注記表	18

( 2020年4月 1 日から  
2021年3月31日まで )

## OKB 大垣共立銀行

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okb.co.jp/investor/i-top.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第3回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2011年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 90個（新株予約権1個につき10株）</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2011年7月27日から2061年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第4回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2012年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 78個（新株予約権1個につき10株）</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 780株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2012年7月27日から2062年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第5回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2013年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 146個（新株予約権1個につき10株）</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,460株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2013年7月27日から2063年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2名
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第6回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2014年7月28日</p> <p>③新株予約権の数 142個（新株予約権1個につき10株）</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,420株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2014年7月29日から2064年7月28日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第7回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2015年7月28日</p> <p>③新株予約権の数 90個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2015年7月29日から2065年7月28日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2016年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 141個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,410株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2016年7月27日から2066年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第9回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2017年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 193個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 1,930株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2017年7月27日から2067年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	3名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第10回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2018年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 244個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,440株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2018年7月27日から2068年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第11回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2019年7月26日</p> <p>③新株予約権の数 475個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,750株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2069年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	4名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第12回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2020年7月28日</p> <p>③新株予約権の数 483個(新株予約権1個につき10株)</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,830株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2020年7月29日から2070年7月28日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	4名
監査役	—	—

注. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
委任型執行役員	<p>①新株予約権の名称 株式会社大垣共立銀行 第12回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2020年7月28日</p> <p>③新株予約権の数 413個（新株予約権1個につき10株）</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,130株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2020年7月29日から2070年7月28日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	5名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	46,773	36,034	36,034	13,536	115,578	23,740	152,854	△ 192
当期変動額								
剰余金の配当						△ 2,924	△ 2,924	
当期純利益						6,757	6,757	
自己株式の取得								△ 1
自己株式の処分						△ 6	△ 6	28
別途積立金の積立					2,000	△ 2,000	-	
土地再評価差額金の取崩						0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	2,000	1,826	3,826	27
当期末残高	46,773	36,034	36,034	13,536	117,578	25,566	156,681	△ 165

	株主資本	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	235,469	36,157	1,331	2,504	39,993	165	275,628
当期変動額							
剰余金の配当	△ 2,924						△ 2,924
当期純利益	6,757						6,757
自己株式の取得	△ 1						△ 1
自己株式の処分	22						22
別途積立金の積立	-						-
土地再評価差額金の取崩	0						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		23,380	△ 1,096	△ 0	22,283	6	22,289
当期変動額合計	3,853	23,380	△ 1,096	△ 0	22,283	6	26,142
当期末残高	239,323	59,538	235	2,503	62,276	171	301,771

## 個別注記表

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
その他	3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3

年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権については、過去の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を乗じた額を計上しております。また、破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

#### (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理

#### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

#### (6) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」におけるサンクスポイントが将来費消された場合の負担に備えるため、当事業年度末において将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

### 7. ヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計

処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより行っております。

#### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

#### 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 21,188 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、注記を省略しております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,017 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,180 百万円、延滞債権額は 46,510 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,835 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権

に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,526百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,293百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	638,444 百万円
貸出金	1,207,412 百万円
その他の資産	553 百万円

担保資産に対応する債務

預金	51,199 百万円
売現先勘定	53,270 百万円
債券貸借取引受入担保金	123,033 百万円
借入金	1,170,080 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,119百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金40,000百万円、保証金359百万円及び敷金679百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当事業年度末で該当する取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,414,439百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,338,628百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,944百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,136 百万円  
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,337 百万円  
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は28,483 百万円であります。  
 13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,219 百万円であります。  
 14. 関係会社に対する金銭債権総額 24,321 百万円  
 15. 関係会社に対する金銭債務総額 27,988 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益  
 資金運用取引に係る収益総額 149 百万円  
 役員取引等に係る収益総額 1,269 百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 76 百万円  
 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引に係る費用総額 0 百万円  
 役員取引等に係る費用総額 1,258 百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,988 百万円

2. 以下の資産について減損損失 53 百万円を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
岐阜県内	営業店舗 4 か所	土地、建物及び動産等	24 百万円
			(うち土地 8 百万円)
			(うち建物 14 百万円)
			(うち動産等 2 百万円)
岐阜県内	遊休資産等 3 か所	土地	1 百万円
愛知県内	営業店舗 2 か所	建物及び動産等	22 百万円
			(うち建物 21 百万円)
			(うち動産等 0 百万円)
滋賀県内	営業店舗 1 か所	土地、建物及び動産	5 百万円
			(うち土地 5 百万円)
			(うち建物 0 百万円)
			(うち動産 0 百万円)

これらの資産は、継続的な地価の下落、営業キャッシュ・フローの低下及び店舗統廃合の意思決定を受けて、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピング単位とし、遊休資産については各資産単位をグルーピング単位としております。また、本店、事務センター、研修所、社宅等については共用資産としております。

減損損失の測定に使用している回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を 3.4%で割引いて算定しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	53	0	7	46	(注)
合 計	53	0	7	46	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡7千株による減少であります。

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 1

## 2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	23,381	23,491	110
	その他	-	-	-
	小 計	23,381	23,491	110
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	5,101	5,083	△ 17
	その他	-	-	-
	小 計	5,101	5,083	△ 17
合 計		28,483	28,575	92

3. 子会社・子法人等株式及び出資金（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び出資金

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	3,987
合計	3,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び出資金」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	119,018	42,604	76,414
	債券	582,926	579,501	3,424
	国債	59,833	58,963	870
	地方債	328,316	327,224	1,092
	社債	194,776	193,313	1,462
	その他	188,662	177,390	11,271
	外国証券	120,190	113,936	6,253
	その他の証券	68,471	63,454	5,017
	小計	890,607	799,496	91,110
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,755	3,085	△ 329
	債券	327,855	329,333	△ 1,477
	国債	30,931	31,153	△ 221
	地方債	143,913	144,443	△ 530
	社債	153,010	153,736	△ 726
	その他	154,753	159,986	△ 5,233
	外国証券	90,750	94,166	△ 3,415
	その他の証券	64,003	65,820	△ 1,817
	小計	485,364	492,405	△ 7,040
合計		1,375,972	1,291,902	84,070

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	3,299
その他	10,622
外国証券	3,874
その他の証券	6,748
合計	13,922

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	80	80	0
合計	80	80	0

(売却の理由) 私募債の買入消却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,999	2,124	482
債券	48,386	269	184
国債	8,907	-	138
地方債	32,952	205	45
社債	6,526	63	-
その他	56,238	2,695	960
外国証券	47,872	1,599	-
その他の証券	8,365	1,096	960
合計	110,624	5,089	1,627

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、株式 29 百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合に著しい下落があったものとしておりますが、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,983	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,133百万円
有価証券評価損	1,577
減価償却超過額	1,029
退職給付引当金	695
賞与引当金	426
その他	<u>1,437</u>
繰延税金資産小計	10,299
評価性引当額	<u>△ 2,392</u>
繰延税金資産合計	7,907
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 24,532
その他	<u>△ 114</u>
繰延税金負債合計	△ 24,646
繰延税金資産の純額 (△は負債)	<u>△ 16,739</u> 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,217円74銭
1株当たりの当期純利益金額	161円70銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	161円46銭

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	46,773	37,834	164,673	△ 192	249,088
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,924		△ 2,924
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,011		8,011
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分			△ 6	28	22
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,080	27	5,107
当期末残高	46,773	37,834	169,754	△ 165	254,196

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	36,527	1,331	2,504	△ 3,866	36,497	165	12,058	297,809
当期変動額								
剰余金の配当								△ 2,924
親会社株主に帰属する 当期純利益								8,011
自己株式の取得								△ 1
自己株式の処分								22
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,529	△ 1,096	△ 0	4,504	26,936	6	836	27,779
当期変動額合計	23,529	△ 1,096	△ 0	4,504	26,936	6	836	32,886
当期末残高	60,056	235	2,503	638	63,433	171	12,894	330,696

## 連結注記表

※子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

共友リース株式会社

共立コンピューターサービス株式会社

株式会社OKB総研

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

OKB Consulting Vietnam Co., Ltd.

大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合

大垣共立ソフトピアジャパン入居企業支援1号投資事業有限責任組合

大垣共立事業承継1号投資事業有限責任組合

大垣共立事業承継2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

OKB Consulting Vietnam Co., Ltd.

大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合

大垣共立ソフトピアジャパン入居企業支援1号投資事業有限責任組合

大垣共立事業承継1号投資事業有限責任組合

大垣共立事業承継2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

#### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

該当事項はありません。

#### 5. のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。また、一部の連結される子会社及び子法人等で市場販売目的のソフトウェアについて、会社で定める有効期間に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の

貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権については、過去の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を乗じた額を計上しております。また、破綻懸念先に相当する債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### 7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

#### 10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」におけるサンクスポイントが将来費消された場合の負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

一部の連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが将来費消された場合の負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### 11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結される子会社の金融商品取引責任準備金であり、金融商品取引の事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

#### 12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末

自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

### 14. リース取引の収益・費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### 15. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 2 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより行っております。

### 16. 消費税等の会計処理

当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 未適用の会計基準等

#### (収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606）を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、軽微であります。

#### (時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で未定であります。

#### 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

#### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 26,576 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

## ②主要な仮定

(新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する仮定)

当社の貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は過去の貸倒実績又は倒産実績を基礎としておりますが、翌連結会計年度末には新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立つという仮定を加味しております。また、連結子会社の貸倒引当金として計上が必要と認められた額の算出に際しても、上記仮定を加味しております。

## ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記②に関し、新型コロナウイルス感染症の収束時期が仮定より後ろ倒しになる場合、予想損失率が上昇する可能性が高いため、貸倒引当金の金額が増加するとともに経常利益が減少する可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 1,225 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,182 百万円、延滞債権額は 46,575 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 2 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,835 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 58,596 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,293 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	638,444 百万円
貸出金	1,207,412 百万円
リース債権及びリース投資資産	1,213 百万円
その他資産	553 百万円

担保資産に対応する債務

預金	51,199 百万円
売現先勘定	53,270 百万円
債券貸借取引受入担保金	123,033 百万円
借入金	1,171,105 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 1,119 百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金 191 百万円、中央清算機関差入証拠金 40,000 百万円、保証金 426 百万円及び敷金 736 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当連結会計年度末において該当するものではありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,414,617 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消

可能なものが 1,338,806 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額に時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,944 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 52,325 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,485 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 28,483 百万円であります。

13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,219 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、リース業に係る収益 38,361 百万円を含んでおります。
2. その他の経常費用には、リース業に係る費用 36,032 百万円を含んでおります。
3. 以下の資産について減損損失 53 百万円を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
岐阜県内	営業店舗 4 か所	土地、建物及び動産等	24 百万円
			(うち土地 8 百万円)
			(うち建物 14 百万円)
			(うち動産等 2 百万円)
岐阜県内	遊休資産等 3 か所	土地	1 百万円
愛知県内	営業店舗 2 か所	建物及び動産等	22 百万円
			(うち建物 21 百万円)
			(うち動産等 0 百万円)
滋賀県内	営業店舗 1 か所	土地、建物及び動産	5 百万円
			(うち土地 5 百万円)
			(うち建物 0 百万円)
			(うち動産 0 百万円)

これらの資産は、継続的な地価の下落、営業キャッシュ・フローの低下及び店舗統廃合の意思決定を受けて、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピング単位とし、遊休資産については各資産単位をグルーピング単位としております。また、本店、事務センター、研修所、社宅等については共用資産としております。

減損損失の測定に使用している回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積額を 3.4% で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	41,831	－	－	41,831	
合 計	41,831	－	－	41,831	
自己株式					
普通株式	53	0	7	46	(注)
合 計	53	0	7	46	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 0 千株は、単元未満株式の買取り 0 千株による増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少 7 千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 7 千株による減少であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権			-			171	
	合計			-			171	

## 3. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,462百万円	35円00銭	2020年3月31日	2020年6月23日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	1,462百万円	35円00銭	2020年9月30日	2020年12月10日

## 4. 2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (1) 配当金の総額 1,462百万円
- (2) 1株当たり配当額 35円
- (3) 基準日 2021年3月31日
- (4) 効力発生日 2021年6月23日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当社、連結子会社10社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務のほか、証券業務やクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当社では、事業性及び消費性の貸出を行ったり、有価証券及び短期の資金運用を行っております。これらは、主に地域の皆さまからお預りした預金を原資としておりますが、借入金等で資金調達もしております。連結子会社では、銀行借入による資金調達を行っております。

このように主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動等による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合管理(ALM)を実施しております。

なお、お客さまの為替や金利等に係るヘッジニーズに対応するため、また、当社自身のリスクコントロール等を目的としてデリバティブ取引を利用しているほか、短期での収益増強を目的とするトレーディング取引にも、デリバティブ取引を利用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。

当連結会計年度末における貸出金のうち、大部分は東海三県（愛知・岐阜・三重）に所在する店舗の貸出金であり、当地の経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

当社は、国債・地方債等の債券及び上場株式等の有価証券を資金運用の一環として保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利リスク及び市場リスクを有しております。

貸出や有価証券等による資金運用と預金等による資金調達、金利又は期間のミスマッチを生ずる可能性のあること、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になること、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等の流動性リスクを有しております。

当社は、外貨建の資産及び負債を保有しておりますが、これらは為替リスクを有しております。

当社が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利先物取引・金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨関連では、通貨スワップ取引、先物外国為替取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・株式先物取引等であります。

お客さまとの取引においては、金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・先物外国為替取引・通貨オプション取引を利用しております。

有価証券投資においては、価格変動リスクの回避等を目的として、債券先物取引・債券先物オプション取引・株式先物取引を利用しております。

外貨建有価証券投資においては、金利・為替リスク及び流動性リスクを回避するために、金利・通貨スワップ取引を利用しております。

また、ALMでは、金利リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引の一部は、個別ヘッジ及び包括ヘッジとして取組み、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価につきましては、業種別委員会実務指針第24号に則して評価しております。また、金利スワップの特例処理については、事前テストにおいて要件を満たすことを確認しております。

このほか、トレーディング取引において、金利先物取引・債券先物取引・債券先物オプション取引等を利用しております。デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を有しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めた「リスク管理方針」や、リスク区分毎に管理手続き等のリスク管理に関する取り決めを定めた各種リスク管理規程等に則り、リスクの内容や規模を踏まえた適正かつ有効なリスク管理体制を整備・確立した上で、リスクと収益のバランスを図りながら適切なリスク管理に努めております。

具体的には、ALM委員会等のリスク管理関連の委員会を設置しているほか、各種リスクを統合的に管理する部署やリスク区分毎に統括管理部署と所管部署を設置し、これらのリスク管理部門から経営陣に直接リスク状況を定期的及び必要に応じて随時報告する態勢を整備しております。

ALM委員会は毎月開催され、市場リスク、流動性リスク、信用リスクを対象に、これらのリスクを許容範囲内に制御し収益性の向上を図ることを目的として、有価証券の運用方針や資金繰り方針等を審議し決定しております。

また、他の部署から独立した業務監査部において、リスク管理の適切性や有効性の確認等も行っております。

### A. 信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理規程」及び信用リスクに関する諸規定に則り、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信管理（与信承認条件の履行状況管理、与信実行後の日常的管理、問題債権の管理）、信用格付、与信ポートフォリオ管理（信用リスクの計量化手法による計測・分析及び与信集中を排除するための限度額管理）を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。また、信用リスク管理部門として統括管理部署及び所管部署を定め、リスク管理を実施する体制を

整備しております。

これらの与信審査、与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に、または必要に応じて取締役会、常務会等を開催し、大口先等の状況について協議・報告を行っております。

また、与信ポートフォリオ管理については、経営管理部により行われ信用リスクの状況に関して定期的に取締役会等へ報告しております。

これらのリスク管理の状況については、業務監査部が監査しております。

## B. 市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。また、市場部門（フロントオフィス）から市場リスク管理部門（ミドルオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離して、牽制機能が発揮できる組織体制を整備しております。

### (a) 金利リスクの管理

市場リスク管理部門は、金利リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

### (b) 為替リスクの管理

市場リスク管理部門は、為替リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

### (c) 価格変動リスクの管理

市場リスク管理部門は、価格変動リスクに関し、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で担当役員等に報告を行うとともに、定期的に、または必要に応じて随時取締役会等へ報告を行っております。

当社では「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしております。

### (d) デリバティブ取引のリスク管理

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を有しておりますが、市場リスクについては、大部分がヘッジ目的の取引のため、トレーディング取引にほぼ限定されております。

信用リスクについては、取引相手先毎に限度額を設定しリスクの集中を回避しております。

なお、契約先は信用度の高い金融機関、法人であり、リスクは低いものと認識しております。

デリバティブ取引担当部署で、毎日、残高・評価損益等を管理しております。

短期での収益を目的としたトレーディング取引については、一定の限度額を設定して、リスクが過大とならないように管理しております。

リスク管理は、「市場リスク管理規程」並びに「信用リスク管理規程」に則り行っております。特に、市場リスクについては、統括管理機関であるALM委員会が総合的に判断し、運営を行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

ア. トレーディング目的の金融商品

当社は、商品有価証券並びに一部のデリバティブ取引をトレーディング目的として保有しておりますが、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で管理しておりますので、これらのリスクは限定的となっているため VaR は算定しておりません。

イ. トレーディング目的以外の金融商品

当社において、主要なリスク変数である金利リスクと価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券のうちの債券・株式並びに投資信託、貸出金、預金、譲渡性預金、借入金、社債及びデリバティブ取引のうちの金利スワップ取引であります。

当社では、これらの金融資産及び金融負債の VaR 算定にあたっては、分散共分散法（保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年間）を採用しております。算定した VaR は金利の変動リスク並びに価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当連結会計年度末の VaR は、全体で 49,572 百万円であります。

当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実行して、VaR モデルの評価をしており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、外国為替、有価証券のうちの外貨建債券、外貨預金及びデリバティブ取引のうちの通貨関連取引であります。為替リスクに関しては、必要に応じて、リスク限度額、損失限度額、取引限度額等の各種限度額を設定し、ポジション、損益、リスク等の状況を、日次並びに月次で管理しておりますので、これらのリスクは限定的となっており VaR は算定しておりません。

C. 流動性リスクの管理

当社では、「流動性リスク管理規程」に則り、保守的な資金繰り運営に努めております。また、不測の事態に備えては「流動性危機時対応策」を定め、速やかに対応できるよう態勢を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,495,768	1,495,768	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	35,520	35,625	105
その他有価証券	1,378,316	1,378,316	-
(3) 貸出金	4,296,925		
貸倒引当金（※1）	△ 20,703		
	4,276,221	4,287,695	11,474
資産計	7,185,827	7,197,406	11,579
(1) 預金	5,527,855	5,528,001	146
(2) 譲渡性預金	57,417	57,417	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	123,033	123,033	-
(4) 借入金	1,233,217	1,233,233	16
負債計	6,941,524	6,941,687	162
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(17)	(17)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(156)	(156)	-
デリバティブ取引計	(173)	(173)	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自社保証付私募債は、債券による将来キャッシュ・フロー及び保証による将来キャッシュ・フローと、新規に自社保証付私募債を発行した場合に想定される適用利率等を用いて、それぞれ現在価値を算定し時価を算出しております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。金利スワップの特例処理の対象とした貸出金については、当該デリバティブ取引の時価を含めて記載しております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に譲渡性預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金利スワップの特例処理の対象とした借入金については、当該デリバティブ取引の時価を含めて記載しております。

## デリバティブ取引

金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）については、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。地震デリバティブ取引については、取得価額をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	4,850
債券(※2)	20
その他	11,851
外国証券	3,907
その他の証券(※2)	7,943
合 計	16,722

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、94百万円(うち、非上場株式92百万円、債券0百万円、その他の証券1百万円)の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	1,495,768	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,984	12,576	10,093	1,015	2,864	986
うち国債	2,000	1,000	-	-	999	986
地方債	-	-	-	500	1,550	-
社債	5,983	11,576	10,093	514	315	-
その他有価証券のうち満期があるもの	57,120	204,860	273,101	99,816	149,375	322,169
うち国債	37,000	19,000	-	-	21,000	11,500
地方債	17,933	118,092	188,581	44,892	89,547	9,282
社債	2,186	62,786	59,920	1,802	1,900	214,970
外国証券	-	4,981	24,599	53,121	36,928	86,416
貸出金(※)	822,697	546,306	499,519	380,893	432,704	1,566,376
合 計	2,383,571	763,743	782,713	481,725	584,945	1,889,531

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない47,637百万円、期間の定めのないもの790百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	5,070,699	345,216	99,269	3,429	9,239	-
譲渡性預金	57,417	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	123,033	-	-	-	-	-
借入金	1,005,298	143,590	84,320	7	-	-
合 計	6,256,449	488,807	183,589	3,437	9,239	-

(※) 預金のうち、要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 1

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,000	4,017	17
	地方債	844	849	4
	社債	23,381	23,491	110
	その他	-	-	-
	小 計	28,227	28,358	131
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	986	982	△ 3
	地方債	1,206	1,200	△ 5
	社債	5,101	5,083	△ 17
	その他	-	-	-
	小 計	7,293	7,266	△ 26
合 計		35,520	35,625	105

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	121,205	42,973	78,232
	債券	582,926	579,501	3,424
	国債	59,833	58,963	870
	地方債	328,316	327,224	1,092
	社債	194,776	193,313	1,462
	その他	188,662	177,390	11,271
	外国証券	120,190	113,936	6,253
	その他の証券	68,471	63,454	5,017
	小計	892,793	799,865	92,928
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,801	3,143	△ 341
	債券	327,855	329,333	△ 1,477
	国債	30,931	31,153	△ 221
	地方債	143,913	144,443	△ 530
	社債	153,010	153,736	△ 726
	その他	154,864	160,098	△ 5,233
	外国証券	90,750	94,166	△ 3,415
	その他の証券	64,114	65,932	△ 1,817
	小計	485,522	492,574	△ 7,052
合計		1,378,316	1,292,440	85,876

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	80	80	0
合計	80	80	0

(売却の理由) 私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,042	2,153	482
債券	48,386	269	184
国債	8,907	－	138
地方債	32,952	205	45
社債	6,526	63	－
その他	56,238	2,695	960
外国証券	47,872	1,599	－
その他の証券	8,365	1,096	960
合 計	110,666	5,118	1,627

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 29 百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合に著しい下落があったものとしておりますが、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,983	－

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	7,601円38銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	191円72銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	191円43銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 28百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 10名	当社の取締役 11名	当社の取締役 11名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 9,290株	普通株式 13,680株	普通株式 11,930株
付与日	2010年7月27日	2011年7月26日	2012年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2010年7月28日から 2060年7月27日まで	2011年7月27日から 2061年7月26日まで	2012年7月27日から 2062年7月26日まで

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 10名	当社の取締役 10名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 9名 (社外取締役を除く)
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 10,630株	普通株式 9,910株	普通株式 5,910株
付与日	2013年7月26日	2014年7月28日	2015年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年7月27日から 2063年7月26日まで	2014年7月29日から 2064年7月28日まで	2015年7月29日から 2065年7月28日まで

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 8名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 10名 (社外取締役を除く)	当社の取締役 11名 (社外取締役を除く)
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 8,440株	普通株式 8,710株	普通株式 10,410株
付与日	2016年7月26日	2017年7月26日	2018年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月27日から 2066年7月26日まで	2017年7月27日から 2067年7月26日まで	2018年7月27日から 2068年7月26日まで

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 11名 (社外取締役を除く)	当社の取締役(社外取締役を除く) 及び委任型執行役員 10名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 12,860株	普通株式 12,000株
付与日	2019年7月26日	2020年7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月27日から 2069年7月26日まで	2020年7月29日から 2070年7月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	－	－
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,030	5,280	4,580
権利確定	－	－	－
権利行使	590	920	800
失効	－	－	－
未行使残	2,440	4,360	3,780

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	－	－
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,070	5,650	3,590
権利確定	－	－	－
権利行使	760	790	510
失効	－	－	－
未行使残	4,310	4,860	3,080

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	－	－	－
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,650	7,050	9,530
権利確定	－	－	－
権利行使	820	770	880
失効	－	－	－
未行使残	4,830	6,280	8,650

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	12,860	－
付与	－	12,000
失効	－	－
権利確定	12,860	12,000
未確定残	－	－
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	12,860	12,000
権利行使	1,070	－
失効	－	－
未行使残	11,790	12,000

(注) 2017年10月1日付株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	2,336	2,336	2,336
付与日における公正な 評価単価 (円)	2,600	2,310	2,500

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	2,336	2,336	2,336
付与日における公正な 評価単価 (円)	2,890	2,730	4,310

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	2,336	2,336	2,336
付与日における公正な 評価単価 (円)	3,150	3,020	2,820

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	2,336	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	2,306	2,154

(注) 2017年10月1日付株式併合 (普通株式10株につき1株の割合) による併合後の価格に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

		2020年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	49.3%
予想残存期間	(注) 2	1.0年
予想配当	(注) 3	70円/株
無リスク利率	(注) 4	△0.16%

(注) 1. 予想残存期間に対応する過去期間(2019年7月22日から2020年7月20日)の株価実績に基づき、週次で算出しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任までの期間を見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。